

学校法人に対する税制上の優遇制度についてのご案内

(1) 個人が寄付をされる場合

学校法人長崎学院に対するご寄附は、所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

(平成23 年6 月に税制が改正され、「税額控除」と「所得控除」のいずれかを選択いただけるようになりました。)

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控 除 額	$\{(\text{寄付金額} * \text{注 1} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% \}$ *注 2	寄付金額*注 1-2,000 円
申 告 時 期	確定申告時 (翌年2月中旬 ～ 3月中旬)	
申 告 方 法	本学発行の寄付金領収書を確定申告書類に添付して 所轄税務署に提出してください。	
還付される金額 について ※おおよそのイメージです	例) 給与収入600万円の方が5万円をご寄付された場合 (所得控除・基礎控除のみ勘案した場合)	
	税額控除額： $(5 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 19,200 \text{ 円}$ 還付金額*注 2 : 19,200円	所得控除額： $5 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$ 還付金額: $48,000 \text{ 円} \times 20\% * \text{注} = 9,600 \text{ 円}$ *注 各人が適用されている所得税率は収入によって 5～40%の範囲で変動します
備 考	上記の還付金額はあくまでも控除の違いを掴んでいただくための簡易計算 による金額です。必ず還付される金額ではございませんので、ご注意ください。	

*注 1 …年間総所得額の40%が限度額です *注 2 …所得税額の25%が限度額です

≪ 地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます ≫

※他の自治体の条例指定の有無につきましては、各自治体によって異なりますので、ホームページ等でご確認くださいか、直接自治体へお問い合わせください。

(2) 法人が寄付をされる場合

企業等法人からのご寄附につきましては、寄付金額を当該事業年度の損金に算入できます。なお、次の通り、寄付の手続きによって、損金算入の額が異なります。

①「受配者指定寄付金」として寄付いただく場合・・・

(寄付金の全額を損金に算入することが認められます)

受配者指定寄付金(全額損金に算入できる寄付金)は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」)を通じて寄付者が私立学校(私立学校を指定して)へご寄付頂く制度で、いつでもお申込みいただけます。また、この寄付金は全額損金に算入できますので、法人にとって大変有利です。免税手続きには、寄付の際

に同封の「寄付申込書」をご送付および本学から送付させて頂く、私学事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。詳細については、学校法人長崎学院法人事務局へお問い合わせ下さい。

②「**特定公益増進法人に対する寄付金**」として寄付いただく場合・・・

（寄付金の一定の限度額まで損金に算入することができる）

次の計算式に則って、一般寄付金の限度額と同額までを一般寄付金と別枠で損金算入することができます。
免税手続きには、本学発行の「寄付金領収書」が必要となります。

詳細については、学校法人長崎学院法人事務局へお問い合わせ下さい。

〔計算式〕

$(イ + ロ) \times 1/2$

※イ．期末資本金及び資本積立金×事業年度月数÷12月×3.75/1000

ロ．寄付金支出前の所得金額×6.25/100

個人情報の取扱いについて

お申し込みの際し、ご記入いただく氏名、住所、その他の個人情報は、寄付金業務のみに利用いたします。

申込方法

学校法人 長崎学院 法人事務局財務課（樫本）までお電話ください（095-840-2003）。

寄付に関するご説明をさせていただきます。